

＼東浦町で、同居または近居を検討してほしい…／

三世代近居等定住促進補助金を受付中！

東浦町では、これから新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得する方に対し、「三世代近居等定住促進補助金」の申請を受け付けています！予算の上限に達し次第、終了となります。

■東浦町三世代近居等定住促進補助金

世代間で助け合いながら子育てを行い、また介護における不安や負担を軽減し、定住の促進と地域の活性化を目的とします。

●と き 2025 年 3 月 31 日（月）まで

●ところ 東浦町役場 2 階 企画政策課

●要 件

- ・ 2021 年 4 月 1 日以降の契約に基づき、新築または購入した建物
- ・ 同居または近居を開始した日から 6 か月を経過していない など

●補助対象費 建物の取得費

●補助上限額

市街化区域内で同居…最大 30 万円、近居…最大 10 万円

<①、②に該当する場合は、上記の金額にそれぞれ加算>

① 東浦町立地適正化計画で定める居住誘導区域（防災重点エリアを除く）に該当
→5 万円

② 子世帯にいる小学生以下の子が 3 人以上（胎児を含む）
→15 万円

■昨年度の実績

令和 5 年度は、33 件申請があり、令和 4 年度の 14 件から 2 倍に増加しました。アンケートの結果、同居または近居を開始した半数以上の方が「子育て負担が軽減した」「経済的負担が軽減した」と回答しました。また、85%の方から補助対象内容について満足いただけています。

■企画政策課 担当者のコメント

名古屋市や三河への交通アクセスが良く、東浦町で安心して子育てをしていただけるよう、この機会に同居または近居を検討いただき、本補助金を活用ください。

■問い合わせ

東浦町企画政策課 ☎0562-83-3111(内線 290) 担当：山口